

○岩国市文化・スポーツ団体等表彰要綱内規（スポーツ振興関係）

平成 26 年 4 月 1 日 制定

改正

令和 7 年 4 月 1 日

岩国市文化・スポーツ団体等表彰要綱内規（スポーツ振興関係）

岩国市文化・スポーツ団体等表彰要綱第 3 条第 2 号にいう、役職員（理事職相当以上とする。）とは、次に定めるところによる。

- 1 （一財）岩国市体育協会での活躍を通して、組織の発展及び充実拡大を行うなど理事以上の職を 10 年以上務めた者
- 2 （一財）岩国市体育協会加盟団体での活躍を通して、スポーツ種目の普及、組織の発展及び充実拡大を行うなど理事長以上の職を 10 年以上務めた者
- 3 （一財）岩国市体育協会以外の総括団体及び連合団体又はその加盟団体において、スポーツの普及、組織の設立や発展等に携わり、その団体の役員を 10 年以上務めた者

附 則（平成 26 年 4 月 1 日）

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日）

この内規は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。